

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

以下の（設例）を読んで、問（1）から（3）に答えなさい。

（設例）

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、輸入食品の販売会社などの持株会社として、子会社の経営管理を目的とする上場会社である。その定款には、役員の任期につき特別の定めはない。甲社は、平成30年4月の時点では監査役会を置いていたが、社外取締役を活用し、監査等委員会設置会社に移行することを検討している。
2. 甲社の常勤監査役Bは、甲社の従業員を平成22年6月まで務めた後に、同月の定期総会後に甲社の監査役に就任し、再任して平成30年を迎えている。また、Bは、平成21年6月から10年の任期で、甲社の完全子会社である乙株式会社（以下「乙社」という。）の唯一の監査役を務めている。

問（1）（配点：15点）

Bが、乙社の使用人または監査役を務めながら、甲社の監査役となることは、会社法上の兼任禁止に抵触するか。

（設例（続き））

3. 甲社は、平成30年6月に開催される定期株主総会において定款を変更し、甲社を監査等委員会設置会社に移行することにした。その際に、甲社の代表取締役Aは、Bに対して、乙社の監査役を継続したまま甲社の監査等委員として甲社の取締役に就任することを求めた。これに応じたBは、株主総会の選任決議を経て甲社の取締役に就任し、監査等委員となった。

問（2）（配点：15点）

株式会社の機関設計を考える上で、監査等委員会と監査役会の重要な違いを説明しなさい。

（設例（続き））

4. 乙社は、過去に、国内の法令上、使用が禁止された添加物を使用した食品を輸入販売したことが判明して、業績を悪化させたことがある。それ以後、乙社では、社内の検査部門が定期的に検査対象を選んで抜き取り検査を実施するほか、社外の専門機関にも検査を委託できる体制を整え、禁止添加物が使用されていない食品のみを販売し、禁止添加物が発見されれば直ちに商品を回収する態勢を取っていた。
5. 平成30年7月、乙社の販売した食品「丙」を原因とした健康被害が発覚した。健

2019年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験

(商 法)

康被害の原因是、以前に発覚したのとは異なる法令上の禁止添加物であり、厚生労働省が輸入状況の調査を開始した。ところが、乙社の代表取締役Cは、この頃、社内に対して経費節減の指示をしていた。この指示のため、乙社では、「丙」につき抜き取り検査の実施が遅れており、被害が生じるまで、「丙」の回収の要否につき判断がなされていなかった。乙社は、被害者Dの被った重篤な健康被害につき、損害賠償金を支払う旨の和解をした。ところが、支払いをするまでの間に、再度信用を失墜した乙社は債務超過状態に陥り、甲社は、乙社の事業を廃業し、乙社を清算する方針を立てた。このため、乙社はDに対する賠償金を満足に支払うことができない。

問（3）（配点：20点）

Dは、Cに対して会社法429条1項に基づく損害賠償責任を追及することができるか検討しなさい。